いすみ市選挙管理委員会告示第25号

選挙時登録の登録日等を定めることについて

令和８年11月15日執行予定のいすみ市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第３項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定める。

令和８年11月２日

いすみ市選挙管理委員会委員長　山口　明也

１　基準日　　令和８年11月７日

ただし、年齢の算定については、令和８年11月15日とする。